

羽曳野市指定地域密着型（介護予防）サービスの利用に係る入居事前届  
出書の事務取扱要領

制 定 平成24年8月30日

最近改正 令和2年4月1日

（目的）

第1条 この要領は、羽曳野市被保険者が指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所又は指定地域密着型介護老人福祉施設に入居するにあたり、市長が当該入居予定者のサービス利用が適切か否かの事前審査等の事務手続きを定め、当該事業所への入居を目的とする転入者等の入居等を未然に防止し、もって地域密着型（介護予防）サービスの創設の意義を踏まえた適切なサービスの利用を確保することを目的とする。

（入居事前届出書の提出）

第2条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所又は指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「事業所」という。）の管理者は、羽曳野市被保険者が当該事業所に入居するにあたり、原則として入居契約書を締結する7日前までに入居事前届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出の審査については、個人情報保護の観点から原則として書面によるものとする。

（審査）

第3条 前項の規定により提出された届出書について、記載された入居予定者の被保険者資格取得日及び取得事由等を確認し、審査する。

2 前項の規定により審査した入居予定者のサービス利用が適切と考えられる場合は、速やかに、その旨を当該事業所の管理者に連絡する。

3 第1項の規定により審査した入居予定者の被保険者資格取得理由が転入によるもの又は住所地特例施設からの転居等によるものであった場合等（以下「転入等」という。）で、入居予定日が被保険者資格取得日から概ね3月以内であるものについては、当該事業所の管理者から入居予定者の状況を聞き取り等の方法で確認する。

4 第1項及び前項に規定する審査により、入居予定者の指定地域密着型（介護予防）

サービス利用が、当該事業所への入居を目的とした転入等による不適切なものと考えられる場合は、管理者にその旨を連絡し、事業所を通じ、入居予定者に入居契約を締結できないことの理解を求めるものとする。

5 前項の規定にかかわらず、入居予定者が転入等の方法により当該施設に入居することに特別の事由が認められる場合は、当該事業所より理由（状況等）説明書（様式第2号）を市長に提出させ、入居が適切であるか否かを審査するものとする。

6 前項の審査の結果、入居がやむを得ないものと認定した場合はその旨を当該事業所の管理者に連絡する。また、不適切と認定した場合はその旨を当該事業所の管理者に通知し、第4項に規定する方法に準じ、入居予定者の理解を求めるものとする。

（サービス提供拒否の取り扱い）

第4条 前条第4項及び第6項の規定により、当該事業所が入居契約を締結しないことをもって、羽曳野市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成29年羽曳野市条例第2号）に規定するサービス提供拒否には当たらない取り扱いとする。

附 則

この要領は、平成24年8月30日より施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日より施行する。